# 令和4年度 飯山市人事・給与システム整備事業 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 目的

本実施要領は、本市において人事・給与システム整備事業(以下、「事業」という。)の実施事業者を、公募型プロポーザル方式(企画提案方式)により選定することについて必要な事項を定めるものとする。

## 2. 事業説明

(1) 事業名称

「令和4年度 飯山市人事・給与システム整備事業」

(2) 事業目的

現在の人事・給与システム(以下「システム」という。)及び人事給与事務の見直しを図り、給与支給事務のさらなる効率化、人事データの有効活用による組織力の向上、法改正への迅速な対応を実現することを目的とする。

(3) 契約期間

システム整備業務:契約書締結の日から令和4年12月31日まで システム使用期間:令和5年1月1日~令和9年12月31日まで(60か月)

(4) 提案上限額

金3,400,000円(消費税相当額を含む)

提案上限額は、システムの整備・構築・初期導入に係る一切の経費とする。

システム使用期間の60か月に発生する使用料・保守運用経費等は上限額には含まないが、審査の対象には含まれるので留意すること。

#### 3. 参加資格

本事業への参加者は、参加申込み時において次に示す要件をすべて満たすものとする。

- (1)本事業の仕様「人事・給与システム機能仕様書」に基づき作業を実施できる者であること。
- (2) 「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)」第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)「飯山市暴力団排除条例(平成 24 年飯山市条例第 21 号)」に規定する暴力団員又は暴力団 関係者でないこと。
- (4) 「会社法(平成 17 年法律第 86 号)」の規定に基づく清算の開始、「破産法(平成 16 年法律第 75 号)」の規定に基づく破産手続開始の申立て、「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)」の規定に基づく更生手続開始の申立て又は「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)」の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 公告日から契約締結までの間において、本市又は国・県・その他の地方公共団体の指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 又は一般財団法人日本情報経済社会推 進協会の定めるプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。
- (7) 国又は地方自治体への提案システムの導入実績があること。

## 4. 事業の参加希望申込み

本事業の参加希望者は、飯山市が指定した期限までに下記の書類を持参又は郵送により提出すること。

- (1)提出書類
  - ① 参加申込書(様式1号)
  - ② 会社概要(任意様式又はパンフレット等でも可)
  - ③ 上記3(6)の要件を有していることを証明できる書類
  - ④ 提案システム導入実績一覧(任意様式)
- (2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出先

飯山市役所 総務部 庶務課 庶務係

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山1110番地1号

# 5. 質疑の提出及び回答

本事業について質疑がある場合は、質問事項、社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを任意の様式に記載の上、メールにて質疑を送付すること。なお、質疑のメールの件名は「飯山市人事給与システム整備事業に係る質疑書(業者名)」とし、メール送信後は電話で当市へのメール到着を確認すること。

【質疑送付先メールアドレス】: shomu@city.iiyama.nagano.jp

【連絡先】: 飯山市役所 総務部 庶務課 №:0269-67-0720 (直通)

【担当者】: 藍葉 匠

※質疑の回答は、質疑の到着次第に随時当市ホームページにて回答を公開する。

#### 6. 企画提案書等の提出

本事業の参加申込みが完了した参加者は、下記の書類を指定した期限までに持参又は郵送により提出すること。

- (1)審査関係書類
  - ① 企画提案書(任意様式)
  - ② 機能要件書(様式2号)
  - ③ 参考見積書(様式3号)
- (2) 提出部数

各 6 部

(3) 提出先

上記4(3)のとおり

## 7. 提案書等の記載内容

- (1) 企画提案書記載内容
  - ・企画提案書は、全てA4版横に統一すること。
  - ・提出書類のページ数には特に制限を設けないが、簡潔に以下項目を記載すること
    - ① パッケージの照会
    - ② 紹介のポイント
    - ③ ハードウェア、ソフトウェアの構成
    - ④ データ移行方法
    - ⑤ セキュリティ対策
    - ⑥ システム保守及びサポート体制
    - ⑦ 職員研修
    - ⑧ 導入スケジュール
    - ⑨ 導入実績
    - ⑩ R4.10 月共済法改正及び R5 年度地方公務員定年引上げ制度への対応について
- (2)機能仕様書の記載について
  - ・対応可否欄の回答は、◎:パッケージ対応可、○:代替案(オプション対応含む)、 △:カスタマイズ対応、×対応不可として回答すること。
  - ・代替案、前提条件等がある場合は、「備考欄」に内容を記載すること。
  - ・カスタマイズにて実現する場合は、カスタマイズ経費を記載すること。
- (3) 見積書の記載内容
  - ①提案上限額内で見積もるもの
  - ・初期導入経費(打合せ・システム構築・データ移行・適用作業・総合テスト・システムセットアップ・研修費用等)
  - カスタマイズ経費
    - ※カスタマイズ経費は、「機能仕様書」のカスタマイズ金額合計と一致すること
  - ・その他、システム導入から本稼働までに必要となる費用
  - ②提案上限額外で見積もるもの
  - ・システム使用料
  - ・保守、サポート費用
  - データセンター利用料
  - ・給与明細書の電子配信に要する費用 ※システム使用料・保守等に要する経費は、60か月(5年分)を記載すること。
  - ・その他、システムの利用に係る費用

# 8. 選定に係るスケジュール (予定)

年 月 日	内 容	備考
令和4年2月18日(金)	参加申込(公告)開始	
令和4年3月 4日(金)	質疑の受付期限	質疑への回答は随時実施
令和4年3月 4日(金)	参加申込書類の提出期限	様式1号ほか
令和4年3月25日(金)	審査関係書類の提出期限	企画提案書ほか
令和4年4月 6日(水)	プレゼンテーション及びヒアリング	詳細な時間等は後日連絡
令和4年4月上旬	選定結果通知	郵送・メールにて通知
令和4年4月中旬	契約締結	

### 9. 審査の方法

参加者より提出された提案について、別紙「審査評価基準」に基づき機能要件、企画提案及び プレゼンテーション、提案価格の内容等を評価し、最高点を獲得した参加者を事業の優先交渉権 者として選定する。審査結果については郵送及びメールをもって参加者へ通知するものとし、結 果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

#### 10. 契約の締結

本事業の優先交渉権者として選定された事業者と本市において、契約の交渉を行うものとし、優先交渉権者が辞退またはその他の理由(参加要件を満たさなくなった場合、提案において虚偽の記載や不正等が認められる場合など)で契約できない場合は、次点の参加者を繰り上げて契約の交渉をするものとする。最終的な契約内容及び金額については、審査後、本市と優先交渉権者の間で協議し、実現内容について精査・調整のうえ、確定するものとする。提案資料及び提案内容については、見積金額内で実現できることを確約したものとみなす。

なお、契約については、システム使用期間(60か月)における費用を地方自治法(昭和22年 法律第67号))」第234条の3に基づく長期継続契約として締結することを原則とするが、本公 募は飯山市議会において令和4年度から令和9年度飯山市一般会計予算が認められることを前 提として行うものであり、万一、予算が成立しない場合は本公募の結果は無効とし、飯山市はそ れに伴う一切の責を負わないものとする。また、減額修正された場合は、選定された事業者と協 議するものとする。

#### 11. その他

- (1) 提出書類の修正等については、提出期限内においてのみ可能とする。
- (2) 参加者より提出された応募書類は、一切返却をしないものとする。
- (3) 参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (3) 参加を辞退する場合は、任意様式の辞退届けを提出するものとする。
- (4) 参加者が1者以上の場合において、本プロポーザルは成立するものとする。